

土壌・地下水汚染調査

地歴調査から土壌調査・分析、汚染対策コンサルまでトータルなサービスを提供します



当社では、土壌汚染対策法に基づく環境省の指定調査機関として
土壌汚染・地下水汚染に関する調査を行っています。

当社では、主に地歴調査、現地調査およびモニタリングを実施いたします。
なお、汚染状況に応じた浄化対策の立案および実施については、
施工業者を紹介いたします。

▶ 調査・対策の流れ

地歴調査

- 土地利用の履歴調査
工場の事業内容や有害物質の使用履歴について聞き取りや資料調査、航空写真等により把握
- 地層分布及び性状調査
地形図、地質図の判読



ボーリング調査

現地調査

- 概況調査
地歴調査の結果から対象とすべき有害物質を選定し調査を実施
・表層土壌の調査
- 詳細調査
概況調査で有害物質が確認された場合は、汚染範囲を把握するための調査を実施
・ボーリングによる深度方向の調査

解析・評価

- 現地調査結果の整理解析・評価の取りまとめ

汚染状況に応じた浄化対策の立案及び実施

- 現地調査結果の解析・評価に基づき、適切な浄化対策の立案・実施
汚染の種類に応じた対策方法の提案と施工業者の紹介
・原位置固定/封じ込め、固化・不溶化等
・揚水処理、生物処理
・構外処理/加熱処理、浄化分級処理



誘導結合プラズマ発光分析装置
誘導結合プラズマ質量分析装置

モニタリング

- 対策を実施した有害物質について、対策効果を定期的に追跡調査

汚染の有無を確認するまでの調査期間は、対象面積によって異なりますが、一般的に約2～3週間です。

▶ 土壌汚染等対策基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002以下	—	0.002以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.04以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.002以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.01以下
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下	0.05以下
シアン化合物		検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
水銀及びその化合物		水銀が0.0005以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	15以下	水銀が0.0005以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下	4,000以下	0.8以下
ほう素及びその化合物		1以下	4,000以下	1以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003以下	—	0.003以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.02以下
	チウラム	0.006以下	—	0.006以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

2021年4月1日現在